

公営住宅等の公募状況 ～少ない公募戸数、高い入居倍率～

(2010年度「都市計画局・事務事業概要」より)

ア 空家住宅

(募集の内訳)

年度	一般	単身	多 家族	親子 ペア	シル バー	多 回数	特別 空家	合計	申込者 数	倍率
平成19年度	398	42	3	4	2	60	5	514	6,527	12.6
平成20年度	361	42	3	4	2	60	5	477	6,913	14.4
平成21年度	444	42	7	4	2	61	7	567	7,296	12.8

イ 新築住宅

空き家住宅の公募時に同時募集

(募集の内訳)

年度	一般	単身	多 家族	親子 ペア	合計	申込者数	倍率
平成19年度	12	0	0	0	12	535	44.5
平成20年度	0	0	0	0	0	-	-
平成21年度	0	0	0	0	0	-	-

ウ 特定目的住宅 (母子世帯, 障害者世帯等)

9月募集

(募集の内訳)

年度	母子	心身 障害者	車 いす	原爆	引揚 者	子育て	合 計	申込者数	倍率
平成19年度	43	25	9	3	0	-	80	424	5.3
平成20年度	51	18	5	1	0	6	81	348	4.2
平成21年度	39	33	11	2	0	7	92	289	3.1

(注1) 子育て世帯優先選考については、平成20年12月公募から募集

(注2) 母子世帯については、平成22年度から対象を父子世帯にも拡大した「ひとり親世帯」として募集を実施する

エ 特定入居

り災, 公共事業等

年度	り災	公共 事業等	住宅変更 募集	資格喪失に 伴う住宅変更	建替事業 (本移転)	合計
平成19年度	0	0	16	1	35	52
平成20年度	3	1	12	2	90	108
平成21年度	2	0	17	0	5	24

空き家住宅の公募内容

(2010 年度「都市計画局・事務事業概要」より)

区分	申 込 資 格	時 期	選考方法
一 般 住 宅	次の(1)から(6)までのすべてに該当する方 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（内縁の配偶者及び婚約者を含む。）があること。 (2) 京都市内に居住し、又は勤務先があること。 (3) 収入が定められた基準内であること。 (4) 現在住宅に困っていること。 (5) 申込者及び同居又は同居しようとする親族（内縁の配偶者及び婚約者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。 (6) 過去に市営住宅を不正に使用したことがないこと。	4月 6月 9月 12月	郵送受付→書類審査 →公開抽選
単 身 者 向 住 宅	一般住宅の申込資格の(2)から(6)を満たす方で、次の(1)から(8)までのいずれかに該当する方 (1) 60歳以上（昭和31年4月1日以前生まれの方を含む。） (2) 身体障害者（障害の程度が1級から4級までの者） (3) 戦傷病者（障害の程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症の者） (4) 厚生大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者 (5) 生活保護受給者 (6) 海外からの引揚者（引き揚げた日から5年を経過していない方） (7) ハンセン病療養所入所者等 (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定するDV被害者（一時保護又は保護が終了してから5年を経過していない方又は裁判所からの保護命令から5年を経過していない方）	6月 12月	
住 宅 向 多 家 族	一般住宅の申込資格を有し、かつ、尊属2親等内の60歳以上の高齢者を含む5人以上の世帯又は含まない6人以上の世帯であること	4月 6月 9月	
住 宅 親 子 ペア	若夫婦世帯とその親である高齢者世帯（どちらかが60歳以上の高齢者夫婦又は60歳以上の単身の親をいう。）の2世帯で構成されており、それぞれについて一般住宅の申込資格を備え、かつ、合わせて4人以上の世帯	12月	
優 先 選 考 多 回 数 落 選 者	一般住宅・単身者向住宅の申込資格を有し、かつ11回以上（単身者向けは9回以上）落選している世帯	同上(単 身者向は 6,12月)	(有資格者を登録し、 募集戸数を超えれば 抽選)
住 宅 車 い ず	車いす常用の下肢又は体幹機能障害で4級以上の方又はその方を含む世帯等	9月	各区・支所の福祉部に 持参受付→書類審査 →公開抽選
ハ ウ ジ ン グ シ ル バ ー	一般住宅の申込資格を有する60歳以上の単身高齢者世帯、60歳以上の者のみからなる世帯又はいずれかが60歳以上の夫婦世帯	不定期	郵送受付→書類審査 →公開抽選

公営住宅・改良住宅における空き家数、空き家の整備状況

公営住宅等 (単位：戸)

管理戸数	19,082
空き家戸数	783
整備戸数	687

改良住宅等 (単位：戸)

管理戸数	4,505
空き家戸数	216
整備戸数	38

※1 管理戸数及び空き家戸数は、平成22年3月31日現在

※2 空き家戸数は、事故部屋等を除いた公募可能な空き家の戸数

(2010年10月 都市計画局資料)

市営住宅の空き家数 (団地別)

(2010年7月1日現在)

団地名	管理戸数	空き家戸数
楽只	385	19
東天王町	52	1
養正	657	59
三条	581	40
山科	1,016	13
東野	132	5
御陵	60	3
音羽千本	42	3
音羽	60	2
柳辻	179	2
西野山	589	16
勧修寺第二	96	5
勧修寺北	140	7
八条	295	5
唐橋	101	2
唐橋第二	56	1
東松ノ木	86	3
南烏丸	334	9
岩本	64	3
東九条	79	4
山ノ本	44	7
久世	230	28
久世南	18	2
蜂ヶ丘	140	2
西京極	240	4
嵯峨	74	2
広沢	81	1

鳥谷	9	1
川西	73	2
檜原	370	9
洛西東新林	504	8
洛西北福西	1,061	52
洛西南福西	310	5
洛西東竹の里	850	26
向島	4,257	130
醍醐中山	762	57
醍醐南	405	18
醍醐中	180	2
醍醐東	426	16
醍醐西	664	10
小栗栖	690	12
辰巳	90	13
石田東	278	13
石田西	320	10
大受	1,110	39
いわたの森	250	4
深草	114	4
深草第三	192	2
田中宮	129	10
竹田	70	2
改進	197	15
加賀屋敷	175	33
下鳥羽	350	6
久我のもり	202	1
際目	50	4
その他	3,683	—
合計	23,602	752

公営住宅・改良住宅のエレベーター設置状況

(1) 中高層住棟のエレベーター設置状況（平成 22 年 3 月 31 日現在）

（単位：棟）

	公営住宅等	改良住宅等	合 計
管理棟数	408	130	538
うち未設置の住棟数	315	86	401

(2) 新たな設置数（平成 21 年度しゅん工分）

既存住棟への設置 2 基

新築による設置 1 基

公営住宅・改良住宅における孤独死の状況について

（単位：人）

	公営住宅等	改良住宅等	合 計
平成 21 年度	26	1	27
平成 22 年度	13	1	14

※1 平成 22 年度は 8 月 31 日現在

※2 「孤独死」とは、単身生活者が病気等により、その居室内で誰にも看取られず死亡したことを確認したもの

（いずれも 2010 年 10 月 都市計画局資料）

政令市における市営住宅のふろがま修繕に係る負担区分

- 1 政令市におけるふろがまの修繕に係る負担区分について
 - (1) 事業主体が設置し、修繕は基本的に入居者負担としているもの
横浜市, 名古屋市, 京都市, 神戸市
※ 横浜市及び神戸市は、取り替える場合は事業主体で負担
 - (2) 事業主体が設置し、修繕も基本的に事業主体負担としているもの
新潟市, さいたま市, 千葉市, 川崎市, 浜松市, 広島市, 北九州市, 福岡市
 - (3) 入居者が設置し、修繕も入居者負担としているもの
札幌市, 仙台市, 静岡市, 大阪市, 堺市
※ 仙台市は、本年度整備分から事業主体が設置し、修繕も事業主体負担
※ 大阪市は、一部住宅については事業主体が設置し、修繕は入居者負担
 - (4) 入居者が設置し、修繕は事業主体負担としているもの
なし
- 2 政令市における高齢者世帯等への対応について
 - (1) 巡視員等による巡回を行っているもの
仙台市, さいたま市, 横浜市, 北九州市
 - (2) 一部の高齢者仕様の住宅に緊急通報システムを設置してあるもの
福岡市
- 3 政令市におけるエレベータ設置に伴う家賃の改定について
 - (1) エレベータの設置に伴い家賃が上昇するもの
札幌市, 仙台市, さいたま市, 横浜市, 川崎市, 静岡市, 名古屋市, 京都市,
大阪市, 神戸市, 堺市, 北九州市, 福岡市
 - (2) (1)の家賃改定に伴う負担軽減措置があるもの
京都市, 横浜市

(2008年8月 都市計画局資料)

行政区別の空き家数、人口、世帯数 (各年10月1日現在)

空き家戸数 (単位：戸)
人口 (単位：人)
世帯数 (単位：世帯)

	平成10年	平成15年	平成20年
北区	10,480	8,190	11,290
	126,269	125,109	122,265
	53,290	54,200	55,450
上京区	6,370	7,460	6,950
	83,829	83,977	82,613
	37,450	39,390	42,070
左京区	11,360	11,520	14,670
	172,078	170,808	167,121
	73,890	81,390	79,170
中京区	7,210	6,880	9,420
	92,694	99,835	103,533
	40,290	47,110	53,590
東山区	4,100	4,980	5,340
	46,238	43,183	40,827
	21,520	21,050	20,290
山科区	7,330	7,690	11,060
	137,221	137,051	136,064
	53,610	50,510	58,580
下京区	6,470	7,550	7,740
	70,603	73,943	76,144
	30,290	36,510	38,630
南区	6,900	8,040	7,400
	98,215	97,879	98,683
	37,930	40,470	43,870
右京区	11,320	13,390	13,500
	196,506	195,204	203,018
	75,050	81,520	89,230
西京区	5,800	5,950	6,370
	155,031	154,694	153,458
	52,580	58,310	59,810
伏見区	15,430	15,460	16,540
	287,871	287,261	283,587
	108,450	118,410	120,140
京都市 (全体)	92,800	97,100	110,300
	1,466,555	1,468,944	1,467,313
	584,400	628,900	660,800

資料：空き家数及び世帯数 各年住宅・土地統計調査
人口 各年京都市推計人口調査

(2010年9月 都市計画局資料)

耐震診断および耐震改修助成制度の利用実績（過去5年間）

(1) 木造住宅耐震診断士派遣制度

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
199	167	174	126	137

(2) 京町家耐震診断士派遣制度（平成19年度～）

平成19年度	平成20年度	平成21年度
48	49	54

(3) 分譲マンション耐震診断助成制度（平成19年度～）

平成19年度	平成20年度	平成21年度
1	3	2

(4) 特定建築物耐震診断助成制度（平成20年度～）

平成20年度	平成21年度
1	1

(5) 木造住宅耐震改修助成制度

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1	4	5	19	14

(6) 京町家等耐震改修助成制度（平成19年度～）

平成19年度	平成20年度	平成21年度
1	4	0

(7) 高齢者等の木造住宅簡易耐震改修等助成制度（平成20年度～）

平成20年度	平成21年度
1	0

(8) 分譲マンション耐震改修助成制度（平成20年度～）

平成20年度	平成21年度
0	0

※ 単位はいずれも件

（2010年10月 都市計画局資料）

政令市における耐震改修助成制度の実施状況

自治体名	対象	創設	助成内容		平成 20 年度 実績 (件)
			補助率	上限/戸	
札幌市	制度なし	-	-	-	-
仙台市	一般(※1)	H16. 5	1/2	60 万円	274
新潟市	一般	H17. 4	1/3	40 万円	22
さいたま市	一般	H18.10	15.2%	60 万円	33
千葉市	一般	H17. 5	1/3	50 万円	29
川崎市	一般	H17. 8	1/2	50 万円	57
横浜市	一般	H11. 7	100%	130 万円	213
静岡市	一般	H14. 4	100%	30 万円	234
浜松市	一般	H14. 4	100%	30 万円	317
名古屋市	一般	H15. 4	1/2	60 万円	192
	段階的改修 (※2)	H21. 4	1/2	1 段階目 40 万円 2 段階目 20 万円	-
京都市	一般	H16. 9	1/2	60 万円	23 (4)
	①京町家 ②景観重要建造物	H19. 9		① 90 万円 ②130 万円	
	簡易改修	H20. 6	1/2	30 万円	1
大阪市	一般	H15.11	1/2	100 万円	33
	簡易改修	H20. 4	1/2	100 万円	6
堺市	一般	H18.10	1/3	100 万円	24
	シェルター型	H18.10	1/3	100 万円	0
神戸市	一般	H18. 1	1/4	110 万円	150
岡山市	一般	H20. 7	15.3%	30 万円	8
広島市	一般	H20. 4	23%	30 万円	9
北九州市	一般	H18. 8	15.2%	30 万円	1
福岡市	一般	H18. 5	15.2%	30 万円	37

注：政令市においては、非課税世帯、高齢者世帯等に対する優遇措置を設けている自治体もある。

※1 一般とは、耐震構造上の評価点が 1.0 以上とするもの

※2 1 段階目 耐震構造上の評価点を 0.7 以上 1.0 未満とするもの

2 段階目 耐震構造上の評価点を 1.0 以上とするもの

(2009 年 6 月 都市計画局資料)

「歩くまち・京都」総合交通戦略の実施プロジェクト

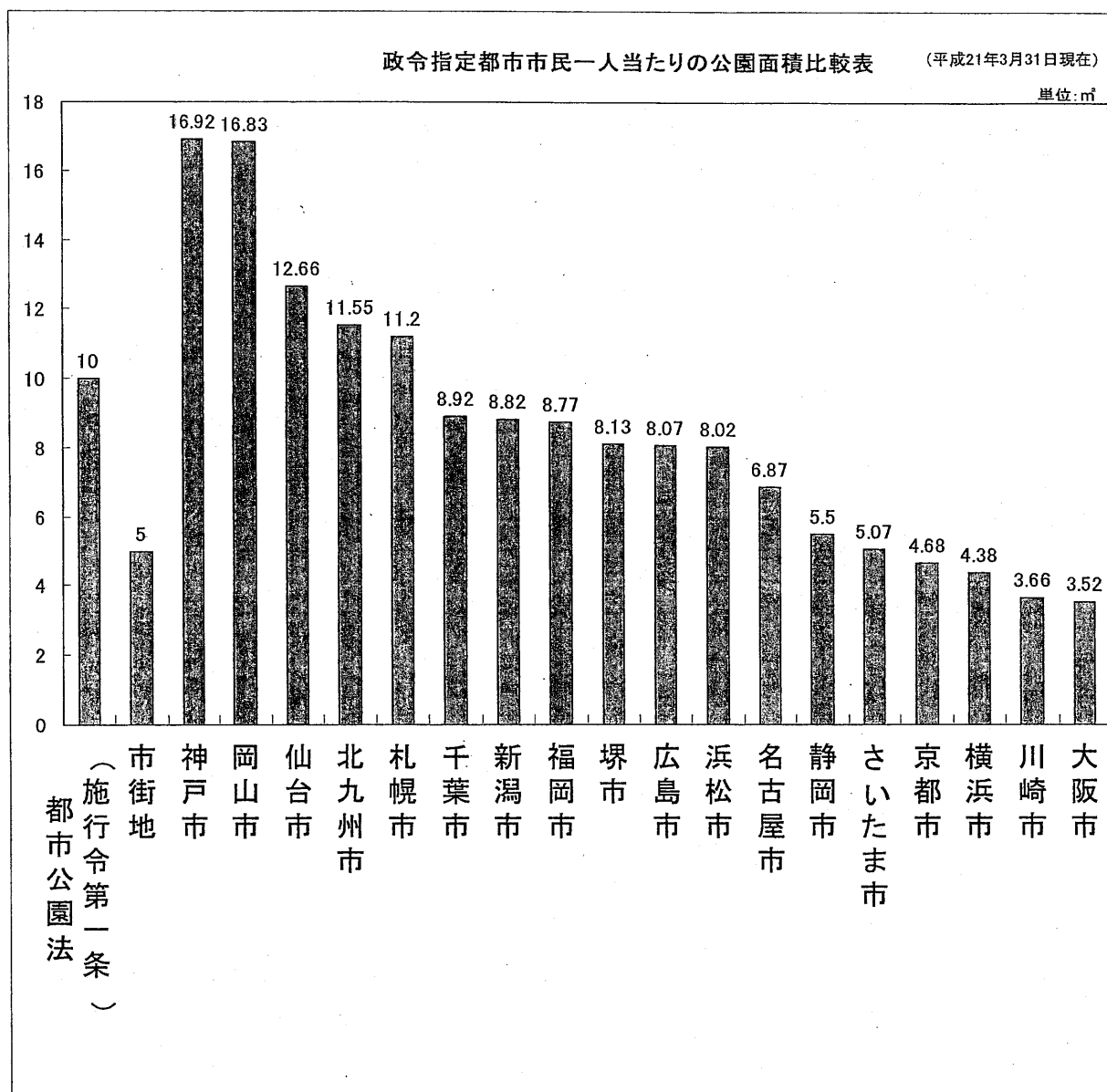
分野1 「既存公共交通」の取組	
(1) 公共交通利便性向上施策	
ア バスの利便性向上施策	先 洛西地域におけるバス利便性向上
イ バス走行環境の改善施策	
ウ 鉄道の利便性向上施策	
エ 鉄道・バスの連携施策	シ 京都駅南口駅前広場整備 先 京都市内共通乗車券の創設
オ バリアフリー化の推進	
カ 効果的な情報提供策	
キ 観光地交通対策	シ パークアンドライドの通年実施
ク 公共交通不便地域のあり方	先 公共交通不便地域の対応策に関する検討
分野2 「まちづくり」の取組	
(2) 「歩くまち・京都」を支える歩行空間の充実	
ア 道路機能分担に基づく歩行空間の創出	シ 東大路通の自動車抑制と歩道拡幅
イ トランジットモール	シ 四条通のトランジットモール化
(3) 未来の公共交通の充実	
ア 新しい公共交通システム(LRT, BRT)	シ 高度集積地区における新しいバスシステムの導入
イ コミュニティバス等の地域特性に応じた交通手段	
(4) 自動車交通の効率化と適正化	
ア パークアンドライド	シ パークアンドライドの通年実施
イ 駐車場施策	
ウ 貨物車の荷さばきの適正化	
エ タクシー交通の位置付けの明確化と効果的な活用	
オ ロードプライシング	
カ 環境負荷の小さい車両の導入推進	
キ 交通条件の公平化	
(5) パーソナルモビリティの転換	
ア 自転車交通施策	
イ カーシェアリング	
分野3 「ライフスタイル」の取組	
(6) 「歩くまち・京都」憲章の普及・啓発	
(7) 交通行動スタイルの見直しを促すコミュニケーション施策(モビリティ・マネジメント施策)	
ア 「家庭」で交通行動スタイルの見直しを促す施策	シ 「京都スローライフ・ウィーク」の実施
イ 「学校」で交通行動スタイルの見直しを促す施策	
ウ 「職場」で交通行動スタイルの見直しを促す施策	
エ 「観光客」の交通行動スタイルの見直しを促す施策	
(8) 観光客を対象とした施策	
ア 観光地における公共交通利便性向上施策	
イ 観光客向け情報提供策	
ウ パークアンドライド等による観光地交通対策	
エ 「観光客」の交通行動スタイルの見直しを促す施策	

※ 表中のシ印は、「シンボルプロジェクト」の略で、戦略を推進するための象徴的な施策。

表中の先印は、「先行実施プロジェクト」の略で、戦略検討と併せて、既に新たな取組を行っている施策。

(2010年1月 「歩くまち・京都」総合交通戦略)

1人あたり公園面積の政令市比較



(2009年度「建設局事務事業概要」より)

自転車駐輪場整備の進捗状況、新規駐輪場の整備状況

(1) 平成21年度実績

名称又は整備箇所	台数 (台)	備考
西賀茂自転車駐車場	250	本市による整備
御射山自転車等駐車場	1,008	
御池通まちかど駐輪場	376	公募による選定事業者による整備 (駐輪スペースの舗装等については本市が実施)
京阪丹波橋駅(京阪)	322	鉄道事業者による整備 (無料駐輪場の有料化再整備)
帷子ノ辻駅(京福)	250	鉄道事業者による整備
常盤駅(京福)	70	
車折神社駅(京福)	55	
民間助成金による整備	657	助成件数 10 件
合計	2,988	

(2) 平成22年度(予定を含む)

名称又は整備箇所	台数 (台)	備考
松尾駅自転車等駐車場	200	本市による整備
新京極公園	144	年度内整備を予定
御池通まちかど駐輪場(2期)	42	昨年度事業者(アーキエムズ㈱)による整備 (駐輪スペースの舗装等については本市が実施)
二条駅(JR)	250	公募による選定事業者による整備
七条駅(京阪)	350	公募による選定事業者による整備
東福寺駅(京阪, JR)	100	(無料駐輪場の有料化再整備を含む)
藤森駅(京阪)	378	鉄道事業者による整備 (無料駐輪場の有料化再整備を含む)
西院駅(阪急)	700	鉄道事業者による整備
三条駅(京阪)	217	
民間助成金による整備	437	※第1回募集終了時点 (年度内にあと2回募集予定)
合計	2,818	

(2010年10月 建設局資料)

他の政令市における自転車駐輪場の利用料金

都市名	一時利用 (1日/1回)
札幌市	100円
仙台市	50円
さいたま市	100円～150円
千葉市	100円
横浜市	100円
川崎市	100円
相模原市	100円
新潟市	100円
静岡市	100円
浜松市	無料
名古屋市	100円
京都市	150円
大阪市	150円
堺市	100円
神戸市	100円
岡山市	100円～150円
広島市	100円
北九州市	100円
福岡市	100円

(2010年4月 建設局資料)

住宅用火災警報器の設置状況

(1) 各項目に対する設置状況（平成22年6月30日現在）

	住宅用火災警報器 設置済世帯数	京都市全世帯数※	設置率
地域力を活かした共同購入	133,124	631,780	82.4%
新築住宅着工数	45,651		
公営住宅	29,209		
賃貸共同住宅	16,547		
自動火災報知設備設置世帯	139,892		
ガス会社等のリース	156,451		
合計	520,874		

※京都市全世帯数：平成17年国勢調査における住宅に住む一般世帯数

(2) 行政区別状況（平成22年6月30日現在）

行政区	世帯数	設置済世帯数	設置率
北区	54,823	45,497	83.0%
上京区	40,406	36,213	89.6%
左京区	77,443	58,197	75.1%
中京区	50,423	41,602	82.5%
東山区	20,140	17,042	84.6%
山科区	55,088	39,437	71.6%
下京区	36,028	33,180	92.1%
南区	41,676	36,698	88.1%
右京区	80,751	65,942	81.7%
西京区	57,765	45,639	79.0%
伏見区	117,237	101,606	86.7%
京都市	631,780	520,874	82.4%

(2010年10月 消防局資料)

行政区別の防火水槽設置状況 (2009 年度)

行政区	防火水槽設置数
北 区	1 6 7
上京区	1 2 2
左京区	2 8 6
中京区	9 0
東山区	1 1 3
山科区	2 4 1
下京区	1 3 4
南 区	1 9 3
右京区	4 4 1
西京区	2 9 4
伏見区	6 0 3
合 計	2, 6 8 4

消防団施設の行政区別耐震化進捗状況 (2010 年9月 30 日現在)

行政区	耐震改修の必要な施設数		改修済施設数	
		うち合築の施設数		うち合築の施設数
北	6	5	3	2
上京	4	2	1	0
左京	8	2	7	3
中京	3	1	2	0
東山	5	0	1	0
山科	2	0	1	0
下京	1	0	1	1
南	4	2	1	0
右京	1 4	2	1	0
西京	1	0	0	0
伏見	8	1	2	0
合計	5 6	1 5	2 0	6

注 耐震診断調査(平成13年度～平成17年度実施)を実施した120施設のうち、耐震改修が必要又は必要と推定される56施設の状況

(いずれも 2010年10月 消防局資料)

政令市および東京都（特別区）における消防団の報酬の状況

平成22年4月1日現在
(単位：円)

区分 都市名	報 酬 (年 額)					費 用 弁 償 (1 回につき)					
	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	災害出動	訓練出動	警戒出動	その他
札幌市	82,000	68,500	50,000	45,000	36,500	36,500	35,500	5時間以上 7,900 3～5時間未満 6,800 1～3時間未満 4,400 1時間未満 3,200	5時間以上 5,600 3～5時間未満 4,800 1～3時間未満 3,100 1時間未満 2,200		
仙台市	93,000	82,000	57,000	47,000	37,000	28,000	24,000	4,400	3,700	3,700	3,700
さいたま市	119,000	86,000	65,000	52,000	39,000	33,000	31,000	2,100	1,800	1,800	1,800
千葉市	74,000	58,000	41,000	35,000	29,000	26,000	21,000	2,500	2,500	2,500	—
東京都 (特別区)	111,000	92,000	67,000	57,500	44,500	44,500	40,500	3,000	3,000	3,000	機械整備 3,000
川崎市				20,000							
横浜市	34,000	27,000	20,000	18,000	15,000	14,000	13,000	3,500	3,500	3,500	—
相模原市	115,500	89,400	73,200	56,100	46,800 部長 46,800 副部長 38,000	35,000	35,000	3,400	2,400	2,400	2,400
新潟市	96,900	70,320	59,880	48,720	41,100	25,800	21,480	3,000	2,000	3,000	—
静岡市	77,000	63,500	45,000	40,000	31,500	31,500	30,500	1,000	1,000	1,000	1,000
浜松市	82,500	69,000	60,000 方面隊長 分団長 50,500	45,500	37,000	37,000	36,000	3,000	2,000	3,000	—
名古屋市				なし				1,000	1,000	1,000	1,000
堺市	105,000	80,000	65,000	55,000	—	40,000	35,000	4,200	2,000	2,000	—
神戸市	81,000	67,500	49,000	44,000	35,500	35,500	34,500	2,600	2,600	3,100	—
岡山市	72,500	59,500	40,000	32,000	25,000	23,000	21,000	5時間以上 7,000 2時間以上5時間未満 3,500 2時間未満 2,350	5時間以上 7,000 2時間以上5時間未満 3,500 2時間未満 2,350	2,600	運転責任者 2,900
広島市	82,500	69,000	50,500	45,500	38,500	37,000	36,000	4,200	4,200	4,200	4,200
北九州市	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500	7,000	7,000	7,000	—
福岡市	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500	災害出動手当	業務出動手当	機関手当	—
京都市				なし				3時間以上 5,100 1～3時間未満 4,300 1時間未満 3,400	・訓練 1,000 ・訓練以外 管内 400 ・" 管外 800 ・その他 災害出動手当と同額 (祭礼等消防整備, 団員教育, 査閲等)		月額 300

(京都市消防局調べ)